

障害者が望む法律は

鳩山政権、「自立支援法」廃止の方針



日本障害者協議会常務理事

藤井克徳さん(60)

国連で障害者の権利条約を審議した際に、各国の代表団に障害関連のNGOが加わったように、新法をつくる過程に「当事者が実質的に参加する」ことが第一です。「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」

国連の議場に合言葉のように響いた言葉は、06年12月に採択された条約の土台であり、全体を貫く思想です。

条約案を審議した特別委員会を何度も傍聴して、それを感動しました。ドイツ政府代表団の女性弁護士で学者のテレジア・デゲナーさんは、サリドマイドで両手がな

い。あごと肩の間に書類をはさんで議場を回り、満場一致で合意したときは足の裏を打ち合わせて「拍手」をした。目が見えない私は人々の歓声や口笛、歓喜の足踏みを地響きのように全身に感じ、感激しました。

民主党は政権公約で、法にもとづく「障がい者制度改革推進本部」を政府に設けて新法を検討する、と掲げた。委員の半数以上、事務局長は当事者にすべきです。

条約の神髄は「合理的配慮」の5文字です。職場や学校に車いす用トイレを作る、通勤途上の介助

など社会の側が障害者に配慮するという意味です。配慮しないのは「差別」と明記したのは画期的です。新法作りに当事者が参加する際も、精神や知的障害の人は複数で励まし合えるようにし、重度の人は自宅からテレビ会議に参加できるなど配慮がぜひ必要です。

新法作りに当事者加えよ

障害のある人たちが「憲法違反」と訴えてきた障害者自立支援法について、鳩山政権は廃止を決めたが、今後の道筋は見えない。障害者関連の62団体でつくる日本障害者協議会などは政府に、国連の「障害者の権利条約」の水準を満たす新法制定を求めている。障害者政策で積極的に提言してきた2人に課題を聞いた。

地域の中で生きる糸口を

どんな障害があっても地域で当たり前に暮らしたい。そんな障害者の願いを込めて、私たちは2年の議論を経て、本人が望む生活にそってサービスを生かす体制と協議しながら決める「障害者総合福祉サービス法」案をまとめた。障害者自立支援法が求める原則1割の利用者負担はやめ、食事や

トイレの介護など障害ゆえにかか

る支援は無料に、障害のない人が払う食費や光熱水費は、所得保障を実現したうえで実費で負担することも盛り込みました。

障害者インターナショナル
日本会議事務局長

尾上浩二さん(49)

身体、知的、精神障害があり施設に入っているのは約13万人。地域に移った人は年間5千人弱だが、新たな入所者もいるので、全体では1%未満の約1千人しか減っていない。障害者権利条約には「特定の生活様式で生活するよう義務づけられない」とある。でも、地域の基盤整備が不十分で、事実上、多くの障害者が施設での生活を余儀なくされています。

私自身、施設で2年間暮らししました。この時の経験が、障害者運動を30年以上続けてきた原点です。1歳の時、脳性マヒと診断されました。両足を自由に動かすことができません。小学5年の時、体

が不自由な子どもが治療しながら勉強する施設に入所したのですが、「宝物」だった本さえ置く場所はなく、言いたいことも言えない。生活は、ほとんど施設の中。限られた生活経験や人間関係の中で、生きる力が細っていたのではないかと思う。

結局、歩けるようにはならず、担任の先生の勧めもあって普通中学・高校へ。地域の友達との関係は深まりましたが、障害をもって生きることへの不安はぬぐえなかった。

そんな私を変えたのは、大学の障害者問題のサークルを通じて知り合った男性の言葉。「犬が歩けば棒に当たる。障害者が歩けば差別がやってくる。せやけど、あきらめることはない。自分の思うことを言っていけばいい」

重い身体障害がある彼は、学生

用原則1割を払う「応益負担」に転換した。民主党は政権公約で、同法廃止と「障がい者総合福祉法」(仮称)の制定を掲げるが、応益負担に戻す以外

は詳細な制度設計は示していない。

「応益負担」から、サービス費

今、各地でタウンミーティングを開いています。「サービス法」に地域や当事者の声を採り入れる試みです。今度こそ、政策決定に当事者が参画し、障害者権利条約に見合った新法を作るため、私たちの声を届けたい。(森本美紀)